亀山市告示第199号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり決定し、これを告示する。

なお、「関係図面」は、亀山市建設部建設管理課に備え置いて、告示の日から2週間 縦覧に供する。

令和4年10月3日

亀山市長 櫻 井 義 之

第1

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21944
- 3 路線名 小下2号線
- 4 道路の区間

区間		延長	幅員	
起点	終点	(メートル)	(メートル)	
小下町520番1	小下町520番1	56.70	最小	6.00
地内	地内		最大	9. 40

第2

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21945
- 3 路線名 田村25号線
- 4 道路の区間

区間		延長	幅員	
起点	終点	(メートル)	(メートル)	
田村町字東野1007	田村町字東野1007	60.56	最小	6.00
番6地先	番5地先	60.56	最大	13.06

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線番号 21946
- 3 路線名 田村26号線
- 4 道路の区間

区間		延長	幅員	
起点	終点	(メートル)	(メートル)	
田村町字東野1007	田村町字東野1007	4.0 1.0	最小	6.00
番9地内	番9地内	43.16	最大	13.22